

**2022年度（令和4年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「北アフリカの電力分野における脱炭素化に向けたビジネス機会可能性調査」
（調査業務委託先公募要領）**

1. 本調査の背景と目的

中東・北アフリカ諸国における電力需要は、人口増と産業多角化を背景として近年堅調に伸びているが、それら成長市場における日本企業の存在感は過去と比較すると低下している感は否めない。一方、地球温暖化に起因するとも言われる異常気象は昨今世界中で猛威を振るい、その規模も年々激しさを増していると感じられる為、温室効果ガス削減への効果が期待できる大規模な再生可能エネルギー（以下、再エネ）導入等による電力分野における脱炭素化に向けた潮流は、中東・北アフリカ諸国においても、その勢いが増している。

こうした状況のもと、当センターでは2019年度以降、サウジアラビア王国・アラブ首長国連邦・カタール国・クウェート国において、各国の電力市場調査（デジタル化技術の展開可能性分析含む）を実施し、優れた技術を持ち競争力のある日本企業が中東・北アフリカ諸国の電力市場における存在感を取り戻し、再び当該諸国に進出していく為のビジネス機会の可能性を探ってきた。

今年度は、エジプトで開催されたCOP-27に於いて、ロス&ダメージ基金の創設に合意した事より、先進国の後押しによる脱炭素化の取り組みへの強化が期待される北アフリカに着目し、中でも日本企業の注目度も高く、再エネへの取り組みにも積極的なモロッコを対象として過年度と同様、電力市場における最新状況を把握し、再エネ大量導入他、水素・アンモニア活用を含めた脱炭素化に向けた日本企業進出の可能性を探る。更に、近年日本企業の関与が減少しているが、ロシア産ガスの代替地として急速に注目が高まっているアルジェリアについても、脱炭素に向けた市場分析を実施する為の基礎情報を収集・整理する。

また、当センターは中東・北アフリカ各国からの要請にもとづき、ワークショップ、研修等を実施しており、本調査の結果を踏まえたテクニカル・ワークショップの開催の効果を吟味し、日本企業によるFS等の支援を的確に実施する機会を用意する事で、最大のインフラ需要分野である電力セクターでの日本企業のビジネス展開を支援すると共に、中東・北アフリカ諸国での「質の高い電力インフラ」整備に貢献していく。

2. 調査内容

モロッコ及びアルジェリアにおいて以下内容を調査する。

- (1) 脱炭素化に向けた最新のエネルギー政策とエネルギー施策実施体制。
- (2) 電気事業体制、電力需要・発電実績、電気料金制度、販売電力量などの基礎的情報。

- (3) 主要電力設備契約者に関する情報の整理・分析(民間事業者、建設請負業者、主要機器納入業者等)。
- (4) 将来の需要想定、電源開発計画、特に再生可能エネルギー。
- (5) 他国企業（特に欧州電力企業）のエネルギー分野における投資動向。

<以下モロッコのみ>

- (6) 発電、送電、配電設備の概要とそれぞれに関するキーパフォーマンスインディケータの分析、再エネのポテンシャル、想定される課題と対策案。
- (7) 当該国に投資事業を実施している日本企業、販売拠点を持つ日本企業の抽出。
- (8) 脱炭素化を踏まえ当該国の電力市場において日本企業が優位性を有する技術の抽出。
- (9) 上記(6)記載の技術を有する企業へのヒアリング実施（以下を確認する）。
 - 対象国へのビジネス展開の意向や実績について
 - 中東協力センターまたは政府系機関に期待する支援の形態について。

3. 調査方法

- 公開資料(有料・無料含め)を中心に分野別の分析に総合的な分析を加える。また、過去資料のアップデートを図る。
- ヒアリング実施会社は個別分野に限らず、実績、ニーズを聞き取るとともに、進出意欲のある分野を確認する。

4. 調査期間

契約開始日から 2023 年 3 月 17 日（金）まで。（報告書提出：2023 年 3 月 10 日（金））

5. 応募要件

以下のいずれの要件も満たすこと。

- 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

6. 成果物

調査報告書（日本語、およびそれらの電子媒体）

2023年3月10日（金）までに、引用先リスト等の Annex を除き、図表・統計も含めて A4 100 頁程度の報告書に当センターが指示する付帯資料を合わせて提出するものとする。また、報告書提出後、要点をまとめた報告会を実施する。

7. 応募方法

次の項目について作成し、提出すること。

- (1) 調査提案書（形式自由。ただし、表紙は別添フォーム①とする）
 - 調査体制：調査を実施するチーム人数と代表者氏名。
 - 調査計画：調査の具体的方法。訪問先機関名、訪問先人物名を含む調査計画。
 - 調査スケジュール。
 - その他、調査実施に必要な項目。
- (2) 委託費用積算明細書（形式自由）
 - 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、すべての費用を見積もること。
 - 各費用について積算明細を作成すること。人件費計上で使用する時間単価は算出根拠を明示できるものを使用すること。
 - 契約に関する条件、あるいは提案がある場合は記載すること。
- (3) 類似調査実績一覧（形式自由）
- (4) 応募企業概要（形式自由）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別添フォーム②）

8. 応募書類提出

- (1) 提出期限

2023年1月6日（金）17時

※期限を過ぎて提出された提案書は無効とする。

- (2) 提出先

（一財）中東協力センター 電力セクター

〒102-0082

東京都千代田区一番町8番地 住友不動産一番町ビル 6階

電話 03-3222-5021

- (3) 提出手段

郵送（必着）、持参、もしくはパスワード付ファイルを添付しeメールで提出。
※eメールで提出する場合の送付先アドレスは、「11.問合せ」を参照。

- (4) 使用言語
日本語

9. 委託先選定方法

総合評価方式により1社を選定する。

※応募書類受領後、必要に応じヒアリングを行うことがあります。

（注1）調査に直接従事する者は、次の属性を満たすこと。

- ① 電力分野技術(O&M・系統運用)および脱炭素(再エネ・省エネ含む)に関する十分な知識・経験を有すること
- ② 中東・北アフリカに於ける電力技術・市場調査の実績を有すること
- ③ 対象国での調査に必要とされる言語能力及び日本語での報告書作成能力を有すること

（注2）調査事業者としては、電力・脱炭素に関する調査、研究等に十分な実績を有する者を優先する。

10. 結果の通知

- (1) 選定結果は、選定された応募企業にメール等で通知すると共に、当センターのホームページ <http://www.jccme.or.jp/>で公表する。
- (2) 選定過程および理由に関する情報は公表の対象としない。
- (3) 提出書類は返却しない。

11. 問合せ

本件に関する問合せは、下記までお願いします。

(一財) 中東協力センター 電力セクター

「北アフリカの電力分野における脱炭素化に向けたビジネス機会可能性調査」公募担当

宮内 miyauchi@jccme.or.jp

上村 kamimura@jccme.or.jp

以上

別添①

2023年 月 日

2022年度（令和4年度）・中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／投資案件にかかる個別市場調査
「北アフリカの電力分野における脱炭素化に向けたビジネス機会可能性調査」

業務委託先の公募に係る提案書

法人名称：

代表者名：

印

所在地：

担当者連絡先

役職名：

氏名：

電話：

FAX：

e-mail：

所在地：（連絡先が上記の所在地と異なる場合は、連絡先住所を記載）

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記①から④までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

2023年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印